事　務　連　絡
令和８年２月２５日

管内各運輸支局長　殿

自動車交通部長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

標記について、別添のとおり物流・自動車局旅客課長から事務連絡があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

事　務　連　絡
令和８年２月２０日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

物流・自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年１１月１９日国自旅第１９１号）により通知したところであるが、今般、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところである。

このため、別紙のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して、当該通達を徹底するよう再周知したので、各地方運輸局等においても管内事業者団体への周知を図られたい。

事　務　連　絡
令和８年２月２０日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の２）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年１１月１９日国自旅第１９１号の２）により通知したところであるが、依然として、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案についての情報が寄せられているところである。
このため、当該通達で定める下記の項目①、②、③及び④はもちろんのこと、⑤及び⑥についてもＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。
また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

① 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
② UD タクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
③ 3 点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に違反しないこと
④ UD タクシーの実車を用いた研修（(スロープの設置方法等に関してドライバーによる実技研修を行うこと）の定期的な実施）
⑤ 車内に車いす乗車を阻害する備品を設置しないこと
⑥ UD タクシーであるにも関わらず、ステッカーを車体表示せず、車いすを乗車拒否することの禁止

国自旅第１８５号の２
平成３０年１１月 ８ 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

国土交通省自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）は、流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者の他、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両として、導入の推進を図っている。一方、ＵＤタクシーの導入が進むに伴い、車いすの利用者等がＵＤタクシーであるにもかかわらず事業者から運送申込みを断られるといった事例が寄せられており、また、一部報道や障害者関係団体からもそうした指摘がされているところである。

このため、ＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対し、障害がある者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、必要な環境の整備を図るよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

１．ＵＤタクシーであるにもかかわらず、利用可能な車いすの利用者等の運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の規定に違反するものであり、当該規定その他の関係法令の遵守を徹底するよう運転者その他の従業者を指導すること。

２．各社及び団体において、ＵＤタクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対し、ＵＤタクシーの運送（予約及び配車を含む。）に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成し、定期的な研修の実施に取り組むこと。特に次に掲げる事項に留意すること。

（１）研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解に関するものを含めること

（２）ＵＤタクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者の育成に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること

（３）これらを内容とする研修計画を策定すること

３．ＵＤタクシーを指定した予約・配車が可能となるようサービスを充実させるとともに、ＵＤタクシーの保有台数や予約状況などを利用者が把握しやすくなるよう積極的に情報を提供すること。また、予約・配車に携わる従業者に対し、障害のある者に対し不当な差別的取扱いをすることがないよう周知徹底することとあわせて、利用者の利便に資する的確な配車が可能となるよう車両の規格について理解を深めるとともに利用者の制約条件などについて予約時等に適切に確認するよう指導すること。

国自旅第１９１号の２
令和元年１１月１９日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

国土交通省自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の２）により通知したところであるが、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところであり、下記事項について、ＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対し周知徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

１．一般乗用旅客自動車運送事業者による次のような行為は、運送の引受け義務の対象から除外される正当な事由のある場合とは認められず、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第１３条の規定に違反するものであることから、そうした行為の事実が確認された場合には、各地方運輸局等において厳正に対処する。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、電動車いすの利用者に対し、車いすの重量や幅など乗降の可否の判断に必要な情報の確認や旅客に対する説明をせず、電動車いす利用者であることのみを理由として、運送の引受けを拒絶（配車の拒絶を含む。以下同じ。）すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、車いすその他の用具を使用したまま乗車するためのスロープ等の設備や装置の操作方法がわからないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、高齢者、障害者等の移動のための車いすその他の用具（以下「車いす等」という。）を使用したまま乗車することで乗降車に時間がかかることを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、車いす等を使用したまま乗車することに関する研修を受けていないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、ＵＤタクシーとして運用していないこと又はスロープ等を積載していないことを理由として、車いす等を使用したまま乗車

しようとする旅客に対する運送の引受けを拒絶すること。

・タクシー乗り場に客待ちのために入構した場合において、乗車順番待ちをしている旅客が車いす利用者である場合に、当該旅客の乗車意思や車いす等を使用したまま乗車することの可否を確認せずに空車のまま発進又は乗降場所を通過すること。

２．標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定されている車種について、ＵＤタクシーとして運用していないと主張してスロープ等の設備を積載せずに、車両を一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する行為については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第８条第１項又は第２項の規定に反するのみならず、旅客の利便を阻害する行為であることから道路運送法第３１条の事業改善の命令の対象となるので留意されたい。

３．一部の障がい者団体等から可否について指摘されている「車いす利用者がＵＤタクシーに乗車する際、車いすを車内で前向きに転回しないままで、車いすおよび車両に設置された３点式シートベルトを固定・装着せず、進行方向に対して横向きのまま乗車すること」については、ＵＤタクシーの「車椅子を固定するための空間と設備」が道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）上の「座席」には該当せず、当該乗車行為において道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７１条の３第１項及び第２項に規定する座席ベルトの装着義務の対象に該当しないほか、当該空間と設備は「座席に準ずる装置」に該当し、同法第５５条第１項の「乗車のために設備された場所」と解され、車いすを自動車に固定しないとしても同項違反とならない。このため、これらの同法の規定に違反するものとして道路運送法第１３条第１項第４号の該当を主張して、当該乗車行為をしようとする車いす利用者に対し運送の引受けを拒絶することは認められないと解されるので留意されたい。

４．「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の２）において要請した事項について、改めて各事業者において着実な実施と従業員への周知の徹底を図られたい。

　特に、車両導入時に実車を用いた車いす乗降の研修を受けても時間の経過とともに操作方法がわからなくなるなどの指摘があることも踏まえ、実車を用いた研修の年間複数回の受講を確保されたい。

事　務　連　絡
令和８年２月２０日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の３）及び「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年１１月１９日国自旅第１９１号の３）により通知したところであるが、依然として、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案についての情報が寄せられているところである。
このため、当該通達で定める下記の項目①、②、③及び④はもちろんのこと、⑤及び⑥についてもＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。
また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

① 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
② UD タクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
③ 3 点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に違反しないこと
④ UD タクシーの実車を用いた研修（(スロープの設置方法等に関してドライバーによる実技研修を行うこと）の定期的な実施）
⑤ 車内に車いす乗車を阻害する備品を設置しないこと
⑥ UD タクシーであるにも関わらず、ステッカーを車体表示せず、車いすを乗車拒否することの禁止

国自旅第１８５号の３
平成３０年１１月 ８ 日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿

国土交通省自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）は、流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者の他、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両として、導入の推進を図っている。一方、ＵＤタクシーの導入が進むに伴い、車いすの利用者等がＵＤタクシーであるにもかかわらず事業者から運送申込みを断られるといった事例が寄せられており、また、一部報道や障害者関係団体からもそうした指摘がされているところである。

このため、ＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対し、障害がある者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、必要な環境の整備を図るよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

ＵＤタクシーであるにもかかわらず、利用可能な車いすの利用者等の運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の規定に違反するものであり、各会員運転者において、当該規定その他の関係法令の遵守を徹底すること。

また、ＵＤタクシーの運送に関する実車を用いた研修を積極的に受講するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解を深めるよう日頃から努められたい。

国自旅第１９１号の３
令和元年１１月１９日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿

国土交通省自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の３）により通知したところであるが、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところであり、下記事項について、ＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対し周知徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

１．一般乗用旅客自動車運送事業者による次のような行為は、運送の引受け義務の対象から除外される正当な事由のある場合とは認められず、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第１３条の規定に違反するものであることから、そうした行為の事実が確認された場合には、各地方運輸局等において厳正に対処する。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、電動車いすの利用者に対し、車いすの重量や幅など乗降の可否の判断に必要な情報の確認や旅客に対する説明をせず、電動車いす利用者であることのみを理由として、運送の引受けを拒絶（配車の拒絶を含む。以下同じ。）すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、車いすその他の用具を使用したまま乗車するためのスロープ等の設備や装置の操作方法がわからないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、高齢者、障害者等の移動のための車いすその他の用具（以下「車いす等」という。）を使用したまま乗車することで乗降車に時間がかかることを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、車いす等を使用したまま乗車することに関する研修を受けていないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・ＵＤタクシーであるにもかかわらず、ＵＤタクシーとして運用していないこと又はスロープ等を積載していないことを理由として、車いす等を使用したまま乗車

しようとする旅客に対する運送の引受けを拒絶すること。

・タクシー乗り場に客待ちのために入構した場合において、乗車順番待ちをしている旅客が車いす利用者である場合に、当該旅客の乗車意思や車いす等を使用したまま乗車することの可否を確認せずに空車のまま発進又は乗降場所を通過すること。

２．標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定されている車種について、ＵＤタクシーとして運用していないと主張してスロープ等の設備を積載せずに、車両を一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する行為については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第８条第１項又は第２項の規定に反するのみならず、旅客の利便を阻害する行為であることから道路運送法第３１条の事業改善の命令の対象となるので留意されたい。

３．一部の障がい者団体等から可否について指摘されている「車いす利用者がＵＤタクシーに乗車する際、車いすを車内で前向きに転回しないままで、車いすおよび車両に設置された３点式シートベルトを固定・装着せず、進行方向に対して横向きのまま乗車すること」については、ＵＤタクシーの「車椅子を固定するための空間と設備」が道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）上の「座席」には該当せず、当該乗車行為において道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７１条の３第１項及び第２項に規定する座席ベルトの装着義務の対象に該当しないほか、当該空間と設備は「座席に準ずる装置」に該当し、同法第５５条第１項の「乗車のために設備された場所」と解され、車いすを自動車に固定しないとしても同項違反とならない。このため、これらの同法の規定に違反するものとして道路運送法第１３条第１項第４号の該当を主張して、当該乗車行為をしようとする車いす利用者に対し運送の引受けを拒絶することは認められないと解されるので留意されたい。

４．「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号の３）において要請した事項について、改めて周知の徹底を図られたい。

　特に、車両導入時に実車を用いた車いす乗降の研修を受けても時間の経過とともに操作方法がわからなくなるなどの指摘があることも踏まえ、実車を用いた研修の年間複数回の受講を確保されたい。

事　務　連　絡
令和８年２月２０日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について（再周知）

ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」（令和元年１１月１９日国自旅第１９１号の４）により通知したところであるが、依然として、ＵＤタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案についての情報が寄せられているところである。
このため、当該通達で定める下記の項目①、②、③及び④はもちろんのこと、⑤及び⑥についてもＵＤタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に再周知の上、徹底を図られたい。
また、貴会傘下会員等のＵＤタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

① 電動車いす利用者であることのみを理由とした運送引受拒絶の禁止
② UD タクシーであるにもかかわらず、スロープ等を積載しない行為の禁止
③ 3 点式シートベルトを固定・装着せず、横向きのまま乗車することは道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に違反しないこと
④ UD タクシーの実車を用いた研修（(スロープの設置方法等に関してドライバーによる実技研修を行うこと）の定期的な実施）
⑤ 車内に車いす乗車を阻害する備品を設置しないこと
⑥ UD タクシーであるにも関わらず、ステッカーを車体表示せず、車いすを乗車拒否することの禁止

国自旅第１９１号の４
令和元年１１月１９日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿

国土交通省自動車局旅客課長

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）による運送の適切な実施については、「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日国自旅第185号）により通知したところであるが、UDタクシーによる運送に係る不適切と思しき事案について情報が寄せられているところであり、下記事項について、UDタクシーの運送に携わる貴会傘下会員等に対しても周知徹底を図られたい。

また、貴会傘下会員等のUDタクシーに関する研修の実施状況及び実施目標の設定状況を定期的に把握し、当課に情報共有されたい。

記

１．一般乗用旅客自動車運送事業者による次のような行為は、運送の引受け義務の対象から除外される正当な事由のある場合とは認められず、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の規定に違反するものであることから、そうした行為の事実が確認された場合には、各地方運輸局等において厳正に対処する。

・UDタクシーであるにもかかわらず、電動車いすの利用者に対し、車いすの重量や幅など乗降の可否の判断に必要な情報の確認や旅客に対する説明をせず、電動車いす利用者であることのみを理由として、運送の引受けを拒絶（配車の拒絶を含む。以下同じ。）すること。

・UDタクシーであるにもかかわらず、車いすその他の用具を使用したまま乗車するためのスロープ等の設備や装置の操作方法がわからないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・UDタクシーであるにもかかわらず、高齢者、障害者等の移動のための車いすその他の用具（以下「車いす等」という。）を使用したまま乗車することで乗降車に

時間がかかることを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・UDタクシーであるにもかかわらず、車いす等を使用したまま乗車することに関する研修を受けていないことを理由として、運送の引受けを拒絶すること。

・UDタクシーであるにもかかわらず、UDタクシーとして運用していないこと又はスロープ等を積載していないことを理由として、車いす等を使用したまま乗車しようとする旅客に対する運送の引受けを拒絶すること。

・タクシー乗り場に客待ちのために入構した場合において、乗車順番待ちをしている旅客が車いす利用者である場合に、当該旅客の乗車意思や車いす等を使用したまま乗車することの可否を確認せずに空車のまま発進又は乗降場所を通過すること。

２．標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定されている車種について、UDタクシーとして運用していないと主張してスロープ等の設備を積載せずに、車両を一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する行為については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第8条第１項又は第2項の規定に反するのみならず、旅客の利便を阻害する行為であることから道路運送法第３１条の事業改善の命令の対象となるので留意されたい。

３．一部の障がい者団体等から可否について指摘されている「車いす利用者がUDタクシーに乗車する際、車いすを車内で前向きに転回しないままで、車いすおよび車両に設置された3点式シートベルトを固定・装着せず、進行方向に対して横向きのまま乗車すること」については、UDタクシーの「車椅子を固定するための空間と設備」が道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）上の「座席」には該当せず、当該乗車行為において道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７１条の３第１項及び第２項に規定する座席ベルトの装着義務の対象に該当しないほか、当該空間と設備は「座席に準ずる装置」に該当し、同法第５５条第１項の「乗車のために設備された場所」と解され、車いすを自動車に固定しないとしても同項違反とならない。このため、これらの同法の規定に違反するものとして道路運送法第１３条第１項第4号の該当を主張して、当該乗車行為をしようとする車いす利用者に対し運送の引受けを拒絶することは認められないと解されるので留意されたい。

４．「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成３０年１１月８日国自旅第１８５号）において要請した事項について、改めて各事業者において着実な実施と従業員への周知の徹底を図られたい。

特に、車両導入時に実車を用いた車いす乗降の研修を受けても時間の経過とともに操作方法がわからなくなるなどの指摘があることも踏まえ、実車を用いた研修の年間複数回の受講を確保されたい。